

2 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の五第一項
第二号の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同条第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養
親族等申告書について適用する。

（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例に関する経過措置）

第八十五条 新租税特別措置法第四十一条の十九第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が附則第一条第十号に定める日以後に払込みにより取得をする同項に規定する特定新規株式について適用する。

（既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第八十六条 新租税特別措置法第四十一条の十九の二の規定は、居住者が施行日以後に同条第一項に規定する住宅耐震改修に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修に係る契約を締結した場合については、なお従前の例による。

（既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第八十七条 新租税特別措置法第四十一条の十九の三（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定は、居住者が施行日以後に同項に規定する改修工事に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する改修工事に係る契約を締結した場合については、なお従前の例による。

（外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例に関する経過措置）

第八十八条 新租税特別措置法第四十二条の二第一項の規定は、同項に規定する外国金融機関等が施行日以後に開始する同項に規定する債券現先取引又は証券貸借取引につき支払を受ける同項に規定する特定利子について適用し、旧租税特別措置法第四十二条の二第一項に規定する外国金融機関等が施行日前に開始した同項に規定する債券現先取引につき支払を受ける同項に規定する特定利子については、なお従前の例による。

（支払調書等の提出の特例に関する経過措置）

第八十九条 新租税特別措置法第四十二条の二第一項及び第三項（同項に係る部分に限る。）の

規定は、平成二十六年一月一日以後に提出すべき同項に規定する調書等について適用する。

- 2 新租税特別措置法第四十二条の二の二第二項及び第三項（同条第二項に係る部分に限る。）の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出する同条第二項に規定する光ディスク等について適用する。
- 3 平成二十四年一月一日前において旧租税特別措置法第九条の四の二第三項、第二十九条の二第七項、第三十七条の十一の三第十項又は第四十一条の十二第二十三項の規定に基づき受けたこれらの規定に基づき受けたこれら三十七条の十一の三第十項又は第四十一条の十二第二十三項の規定に規定する税務署長の承認については、新租税特別措置法第四十二条の二の二第二項の規定に基づき受けた同項による税務署長の承認とみなして、同項の規定を適用する。
- 4 平成二十四年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間ににおける新租税特別措置法第四十二条の二の二第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「調書等を」とあるのは「第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第二十九条の三第四項若しくは第五項、第三十七条の十一の三第七項又は第四十二条の十二第二十一項若しくは第二十二項の規定により提出するこれらの規定に基づき受けたこれら三第七項又は第四十二条の十二第二十一項若しくは第二十二項の規定により提出するこれらの規定に規定する調書及び報告書（以下この条において「調書等」という。）を」と、「第三十七条の十四第十五項若しくは」とあるのは「若しくは」と、同条第三項中「第三十七条の十四第十五項又は」とあるのは「又は」と、「第三十七条の十四第十七項から第二十二項まで、第四十二条の十二第二十四項」と

あるいは「第四十一条の十二第二十四項」とする。

(租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則)

第九十条 新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(中小企業者等の法人税率の特例に関する経過措置)

第九十一条 旧租税特別措置法第四十二条の三の二第一項の表の第一欄に掲げる法人又は同条第二項に規定する協同組合等の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度の所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項及び第二項中「終了する各事業年度」とあるのは、「終了する各事業年度(同年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度を含む。)」とする。

(試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第九十二条 新租税特別措置法第四十二条の四第十四項及び第十五項の規定は、施行日以後に確定申告書等（期限後申告書を除く。以下同じ。）の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置)

第九十三条 新租税特別措置法第四十二条の四の二第十項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第九十四条 法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中

同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---------------|--|---|
| 第三項 | | 第四十二条の四、次条第二項 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第号。第四項において「平成二十三年改正法」という。）第二十条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新租税特別措置法」という。）第四十二条の四、新租税特別措置法第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、新租税特別措置法第四十二条の六第二項 |
| 控除される金額がある場合に | 第四十二条の九並びに第四十二条の十第二項、第三項及び第五項 新租税特別措置法第四十二条の九、新租税特別措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項、新租税特別措置法第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項並びに新租税特別措置法第四十二条の十二 新租税特別措置法第四十二条の十二 | 控除される金額がある場合又は新租税特別措置法第四十 |

は、当該金額

二条の五第二項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額

第四項

第六十八条の十第二項

平成二十三年改正法附則第百二十一条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十三年改正法第二十条の規定による改正前の租税特別措置法（次項及び第十一項において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十第二項

第五項

第六十八条の十第二項

同法第六十六条第一項
第六十八条の十第二項

法人税法第六十六条第一項

第四十二条の四第十一項（前条
第七項

新租税特別措置法第四十二条の四第十一項（新租税特別措置法第四十二条の四の二第七項

次条第五項

| | | | | |
|------|-----------------------------------|--|------------------|--|
| | | | | 置法第四十二条の六第五項 |
| | | | | 新租税特別措置法第四十二条の九第四項、新租税特別措置法第四十二条の十第五項、新租税特別措置法第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項 |
| | | | | 新租税特別措置法第六十八条第一項 |
| | | | | 新租税特別措置法第六十八条第一項 |
| 第十一項 | 第六十八条の十第二項 | 旧効力措置法第六十八条の十第二項 | 新租税特別措置法第六十八条第一項 | 新租税特別措置法第六十八条第一項 |
| 第十二項 | 第六十八条の十第三項 又は租税特別措置法第四十二条の五第二項 | 旧効力措置法第六十八条の十第三項 又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第号）附則第九十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力単体措置法」といいう。）第四十二条の五第二項 | 新租税特別措置法第六十八条第一項 | 新租税特別措置法第六十八条第一項 |

| | |
|---|--|
| <p>並びに租税特別措置法第四十二条の五第二項 条の五第二項</p> | <p>並びに旧効力単体措置法第四十二条の五第二項</p> |
| <p>第十三項 租税特別措置法第四十二条の五 第五項（ 租税特別措置法第四十二条の五 第五項）</p> | <p>所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第九十四条の規定によりなおその効力を 有するものとされる同法第二十条の規定による改正前の 租税特別措置法（第三項において「旧効力単体措置法」 といふ。）第四十二条の五第五項（ 租税特別措置法第四十二条の五 第五項）</p> |

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十五条 新租税特別措置法第四十二条の五の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用する。

2 前条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第四十二条の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

| 第二項 | 第四十二条の十二 | 第四十二条の十二並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第九十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項及び次項において「旧効力措置法」という。）第四十二条の五第二項、第三項及び第五項 | 法人税の額の百分の二十に相当する金額 | 法人税の額の百分の二十に相当する金額（旧効力措置法第四十二条の五第二項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額） | 控除される金額がある場合に |
|-----|----------|---|--------------------|--|---------------------------|
| 第二項 | 第四十二条の十二 | 第四十二条の十二並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第九十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項及び次項において「旧効力措置法」という。）第四十二条の五第二項、第三項及び第五項 | 法人税の額の百分の二十に相当する金額 | 法人税の額の百分の二十に相当する金額（旧効力措置法第四十二条の五第二項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額） | 控除される金額がある場合又は旧効力措置法第四十二条 |

は、当該金額

の五第二項若しくは第三項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額

(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第九十六条 新租税特別措置法第四十二条の六第八項及び第九項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第九十七条 法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十二条の七第一項に規定する事業基盤強化設備等については、なお従前の例による。

(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第九十八条 新租税特別措置法第四十二条の九第五項及び第六項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税について

は、なお従前の例による。

(沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第九十九条 新租税特別措置法第四十二条の十第八項及び第九項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第一百条 新租税特別措置法第四十二条の十一の規定は、法人が附則第一条第十号に定める日以後に取得又は製作若しくは建設をする新租税特別措置法第四十二条の十一第一項に規定する特定機械装置等について適用する。

(法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第一百一条 附則第九十四条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第四十二条の十三の規定の適

用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

| 第一項 | 次の各号に掲げる規定 |
|-------------|--|
| 当該各号に定める金額を | <p>次の各号に掲げる規定（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第九十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第四十二条の五第二項又は第三項の規定を含む。以下この条において同じ。）</p> <p>当該各号に定める金額（旧効力措置法第四十二条の五第二項又は第三項の規定にあつては、それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第</p> |

三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第三号及び第四項を除き、以下この条において同じ。）を

| | | |
|------------|----------------------------------|--|
| 第二項 第三項 | 又は第四十二条の十一第三項 若しくは第四十二条の十一第四項 | 、第四十二条の十一第三項又は旧効力措置法第四十二条の五第三項 、第四十二条の十一第四項若しくは旧効力措置法第四十二条の五第四項 |
|------------|----------------------------------|--|

2 新租税特別措置法第四十二条の十三第五項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第一百二条 新租税特別措置法第四十三条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しく

は建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十三条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する研究施設について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条の二第一項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

3 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第四十四条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する集積産業用資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の二第一項に規定する集積産業用資産については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における新租税特別措置法第四十四条第一項の規定の適用については、同項中「当該事業年度の指定期間」とあるのは、「平成二十三年四月一日から当該事業年度終了の日

までの期間」とする。

5 法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十四条の三第一項に規定する事業革新設備については、なお従前の例による。

6 旧租税特別措置法第四十四条の三第二項第一号に規定する資源生産性革新計画に係る同号に規定する認定又は同項第二号に規定する資源制約対応製品生産設備導入計画に係る同号に規定する認定を施行日前に受けた法人が取得等をする同項に規定する資源需給構造変化対応設備等については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

7 新租税特別措置法第四十四条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する共同利用施設について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の四第一項に規定する共同利用施設については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第四十四条の三（第一項に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得又是製作をする同項に規定する特定農産加工品生産設備について適用する。

9 新租税特別措置法第四十四条の四の規定は、法人が附則第一条第十一号に定める日以後に取得等をする

新租税特別措置法第四十四条の四第一項に規定する特定高度通信設備について適用する。

- 10 新租税特別措置法第四十五条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十五条の二第一項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

- 11 法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十五条の二第二項に規定する特定増改築施設については、なお従前の例による。

- 12 法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十五条の二第三項に規定する建替え病院用等建物については、なお従前の例による。

- 13 新租税特別措置法第四十六条の二の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

- 14 法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十六条の二第二項に規定する障害者対応設備等については、なお従前の例による。

- 15 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十六条の四第一項に規定する事業所内託児施設等

については、同条の規定は、なおその効力を有する。

16 新租税特別措置法第四十七条の規定は、法人が附則第一条第八号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第四十七条第一項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅について適用する。

17 法人が附則第一条第八号に定める日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第一項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十四第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第一百二十九条第十七項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四第一項」とする。

18 法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条の二第三項第三号に掲げる建築物について、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十五第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第一百二十九条第十八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五第一項」とする。

19 法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第五十二条第一項に規定する植林費については、なお従前の例による。

(法人の準備金に関する経過措置)

第一百二十三条 旧租税特別措置法第五十五条の六第一項の表の各号の上欄に掲げる法人の施行日以後に開始する各事業年度の所得の金額の計算については、同条（第三項から第七項まで及び第十一項から第十六項までに係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

| 第三項 | 第六十八条の四十五第一項 |
|--------------------|--|
| 第四項か | 第六十八条の四十五第一項 |
| 旧効力措置法第六十八条の四十五第一項 | 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第号）附則第一百三十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第六十八条の四十五第一項 |

| | | |
|--|--|--|
| | | ら第七項 まで |
| 第十一項 | 第六十八条の四十五第一項 第六十八条の四十五第十項前段 | 旧効力措置法第六十八条の四十五第一項 旧効力措置法第六十八条の四十五第十項前段 |
| 第五十五条第十二項中「第六十 八条の四十三第十項」とあるの は「第六十八条の四十五第十項 | 第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」と あるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十 三年法律第 号）附則第百三十条第一項の規定によ りなおその効力を有するものとされる同法第二十条の規 定による改正前の租税特別措置法（以下この条において 「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の四十五第 十項 | 第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」と あるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十 三年法律第 号）附則第百三十条第一項の規定によ りなおその効力を有するものとされる同法第二十条の規 定による改正前の租税特別措置法（以下この条において 「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の四十五第 十項 |
| 同条第十三項前段中「第六十八 条の四十三第十項」とあるのは | 同条第十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあ るのは「旧効力連結措置法第六十八条の四十五第十項 | 同条第十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあ るのは「旧効力連結措置法第六十八条の四十五第十項 |

| | | | | |
|--------------------|--------------------|----------------------|-----------------------|------------------------------------|
| | | | | 「第六十八条の四十五第十項 |
| | | | | 第五十五条の六第二項 |
| 第十五項 | 第十四項 | 第十三項 | 第十二項 | 第六十八条の四十五第十項 |
| 第五十五条の六第二項 | 第六十八条の四十五第一項 | 第五十五条の六第二項 | 第六十八条の四十五第一項 | 「同条第十項」とあるのは「第六十八条の四十五第十項」 |
| 旧効力措置法第六十八条の四十五第一項 | 旧効力单体措置法第五十五条の六第二項 | 旧効力单体措置法第六十八条の四十五第一項 | 旧効力連結措置法第六十八条の四十五第十一項 | 「同条第十項」とあるのは「旧効力連結措置法第六十八条の四十五第十項」 |
| 旧効力单体措置法第五十五条の六第二項 | 旧効力措置法第六十八条の四十五第一項 | 第六十八条の四十五第十一項 | 第六十八条の四十五第一項 | 第五十五条の六第二項 |

第六十八条の四十五第十三項

旧効力連結措置法第六十八条の四十五第十三項

- 2 旧租税特別措置法第五十七条の八第一項に規定する法人が施行日以後最初に開始する事業年度開始の日（施行日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）において同条第三項に規定する特別修繕準備金の金額（同条第一項第二号から第四号までに掲げる固定資産について行う同項第二号から第四号までに定める修繕に係るものに限る。）を有する場合には、当該開始の日以後四年（当該法人が新租税特別措置法第四十二条の四第六項に規定する中小企業者（以下この条において「中小企業者」という。）である場合には、十年）以内の日を含む各事業年度（連結事業年度に該当する事業年度を除く。）において、当該特別修繕準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該法人が中小企業者である場合には、百二十）で除して計算した金額（次項において「四年等均等取崩金額」という。）に相当する金額を、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
- 3 前項の場合において、四年等均等取崩金額が当該事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額（その日までに同項に規定する特別修繕準備金の金額に次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算

入されるべきこととなつた金額（附則第百三十条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合は、その前日を含む連結事業年度）終了の日までに前項の規定により益金の額に算入された金額（同条第二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を超えるときは、当該四年等均等取崩金額は、当該特別修繕準備金の金額とする。

4 第二項の規定の適用を受ける法人が次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割又は適格現物出資により、準備金設定資産（同項の特別修繕準備金に係る同項に規定する固定資産をいう。以下この条において同じ。）を移転した場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第三号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 準備金設定資産について特別の修繕（第二項に規定する修繕をいう。次号において同じ。）を完了した場合 その完了した日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

二 準備金設定資産について特別の修繕を行わないこととなつた場合（次号に該当する場合を除く。）

その行わないこととなつた日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

三 合併により合併法人に準備金設定資産を移転した場合 当該合併の直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

四 解散した場合（合併により解散した場合を除く。） その解散の日における特別修繕準備金の金額

五 第二項、前各号、次項及び第六項の場合以外の場合において特別修繕準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における特別修繕準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

5 第二項の規定の適用を受ける法人が、施行日以後最初に開始する事業年度開始の日（施行日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）以後三年（当該法人が中小企業者である場合には、九年）を経過する日までに青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基団となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における特別修繕準備金の金額は、政令で定めるところによ

り、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該特別修繕準備金の金額については、第二項、前項、第八項、第十一項及び第十五項の規定は、適用しない。

6 第二項の規定の適用を受ける法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、同項、前二項、第八項、第十一項及び第十五項の規定は、適用しない。